

各指定就労移行支援事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様  
各指定自立訓練（機能訓練、生活訓練、  
宿泊型自立訓練）事業所 管理者様  
各指定自立生活援助事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
運営指導課長

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年5月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」が示されました。

つきましては、本市における取扱いは次のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 今回新たに示された厚生労働省（第5報）に基づく就労継続支援の取扱い等について

##### （1）就労継続支援 A 型・ B 型における雇用調整助成金の適用関係について

就労継続支援事業所について、障がい者を含む労働者に対して一時的に休業等を行い、休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金の対象となりますが、就労継続支援 B 型の利用者のように雇用関係にない者については対象外となります。

雇用調整助成金の詳細については、下記の厚生労働省ホームページを参照してくださいませよう、お願いします。

##### 【雇用調整助成金について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

##### 【雇用調整助成金のお問い合わせ一覧】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html)

##### （2）就労移行支援事業等の「標準利用期間超過減算」との関係について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）」（令和2年4月22日付本市事務連絡）項目3に基づく柔軟な取扱いにより支給決定期間を更新し、就労移行支援等のサービス利用を延長した場合については、当該延長に係る期間はサービス利用期間の平均値の算出から除外することを可能とします。

##### （3）就労継続支援 A 型・ B 型における基本報酬の算定区分について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、事業所毎に実情が大きく異なることが想定されるため、「前年度に代えて前々年度の実績に基づいた基本報酬の算定区分とする」取扱い（令和2年2月20日付厚生労働省事務連絡に記載あり）については、各事業所において適用する年度を判断してください。

#### 2 就労継続支援事業等における在宅でのサービス提供の支援事例について

在宅でのサービス提供にあたっては、厚生労働省事務連絡別添1の支援事例を参考に、効果的なものとなるよう支援方法を引き続き検討していただきますよう、お願いします。

### 3 添付資料

【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）

**【お問い合わせ先】**

大阪市福祉局障がい者施策部

（項番1（2）についての問合せ）

障がい支援課 Tel：06-6208-8015 Fax：06-6202-6962

（項番1（3）についての問合せ）

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608